

番 号 : 150406

国 名 : エルサルバドル

担当部署 : 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名 : オロメガ湖・ホコタル湖総合管理プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年7月上旬から2015年8月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.35M/M、現地 0.67M/M、合計 1.02M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 4日 現地派遣期間 20日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月17日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	自然環境保全に関するプロジェクト計画策定に係る各種評価調査
対象国/類似地域	エルサルバドル/全途上国

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

エルサルバドルは、日本の四国よりもやや大きい程度の面積であるが、現在ラムサール条約に登録された湿地を全国に計6ヶ所（エル・ホコタル湖、ヒキリスコ湾、セロン・グランデ池、オロメガ湖、ギハ湿地帯、ハルテベケ湿地帯）有しており、その総面積は195,868ha（エルサルバドル総面積の約9.3%を占める）に及ぶ。

ラムサール条約登録湿地のうち、本案件の対象地域であるオロメガ湖及びエル・ホコタル湖は、エルサルバドル国内でも特に環境保全が遅れている東部のサン・ミゲル県とラ・ウニオン県の2県に跨る自然湖である。両湖周辺には、約19,500人の住民が主に漁業と酪農で生計を立てている。同湿地帯は彼らにとって生活収入の重要な供給源となっているが、人間活動による水質汚染、水鳥や魚種の減少、ホテイアオイなどの外来種の増殖による生態系の損失、住民間の漁業、農業等の生産活動による水利用をめぐる争いなど、複数の要因により環境が悪化している。

また、オロメガ湖とエル・ホコタル湖は、サン・ミゲル川の流域を形成する湿地であり、河口には国内最大級の湿地ヒキリスコ湾湿地帯（面積：63,500 ha、人口120,000人）が存在する。両湖の水質汚染は下流の生態系や住民生活に対して悪影響をもたらす可能性があるため、両湖の環境保全のための維持管理体制の確立は、下流地域にとっても重要な課題となっている。

このような状況を受け、エルサルバドル政府は環境・天然資源省（Ministerio de Medio Ambiente y Recursos Naturales、以下MARN）をカウンターパートとして、オロメガ湖、エル・ホコタル湖の持続的管理を推進するための基本的管理体制を整備し、エルサルバドルの湿地を総合的に管理するためのモデル的アプローチを確立することを目的とした「オロメガ湖・ホコタル湖総合管理プロジェクト」を我が国に要請し、2014年度技術協力プロジェクトとして採択された。

これを受け、今般JICAは、プロジェクトの背景や内容等に関する情報収集・整理と事前評価を行うとともに、MARN側とプロジェクトの目的、範囲、成果等のプロジェクトの枠組み、エルサルバドル側・日本側双方の責任・役割分担、負担事項、プロジェクト開始までのスケジュール等について協議・合意することを目的に、本詳細計画策定調査団を派遣することとした。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2015年7月上旬）
 - ①要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
 - ②他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
 - ③担当分野にかかる対処方針（案）を検討する。
 - ④現地調査で収集すべき情報を検討する。

- ⑤PDM(案)・P0(案)(英文・和文)の作成に協力する。
- ⑥C/P機関であるMARN及び関係機関(農牧省、観光省、ラ・ウニオン県エル・カルメン市、サン・ミゲル県サン・ミゲル市、エル・トランジト市、チリラグア市、ウスルタン県フクアラン市等)、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。質問票はJICAで確定したのち、JICAエルサルバドル事務所にて西語訳のうえ、事務所よりメールで関係機関に配布する予定である。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2015年7月中旬～7月下旬)

- ①JICAエルサルバドル事務所等との打合せに参加する。
- ②C/P機関であるMARNをはじめとするエルサルバドルの関係機関との協議、及び現地調査に参加し、詳細計画策定調査の実施方法について説明する。
- ③質問票の回収・関係機関及び住民からの聞き取り調査等により、事前評価に必要な情報収集を行う
- ④担当分野に係る以下の追加情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) エルサルバドルの国家開発計画における湿地管理の位置づけ、及び湿地管理に関するMARNをはじめとする関係省庁の既存の政策、制度、計画・戦略等
 - イ) 対象地域の開発計画における湿地管理の位置づけ、及び湿地管理に関する政策、制度、計画・戦略等
 - ウ) 湿地管理に関連する関係省庁及び対象地域の地方自治体の実施体制(予算、人員、組織体制)、関連機関との連携状況、活動状況
 - エ) 湿地管理に関連する関係省庁及び対象地域の地方自治体のデータ保有状況(地図情報、動植物分布、水質、汚染源、社会経済情報、農業/漁業生産データ等)
 - オ) 湿地管理に関して活用できる現地リソース
 - カ) エルサルバドルの湿地管理に係る他ドナー、国際機関、NGOの支援状況等

- ⑤PDM(案)(和文・英文)、P0(案)(和文・英文)を作成する。
- ⑥関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)(英文)及びM/M(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAエルサルバドル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2015年8月上旬～2015年8月中旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成し、全体取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約で作成する報告書、成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
上記については電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年7月12日～2015年7月31日を予定しています。

本業務従事者は、他の調査団員に1週間先行して現地調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 湿地保全政策 (環境省)
- ウ) 生物多様性保全 (JICA)
- エ) 協力企画 (JICA)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構エルサルバドル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供(当機構の調査団員が滞在する期間は車両を共有します)
- エ) 通訳備上
あり(日本語もしくは英語⇄西語)
- オ) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 配布資料

JICA地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム (Tel.03-5226-9533) にて本プロジェクトの要請書を含む関連資料一式を配布します。

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②エルサルバドル国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAエルサルバドル事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③西語ができれば、なお望ましい。

以上